

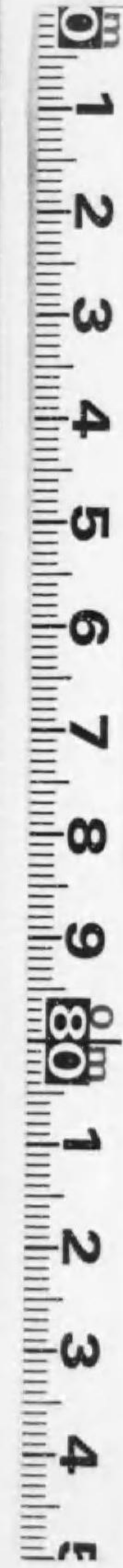
524

217

著 皓 須 那

料 作 小 る な 正 公

店 書 波 岩



始





那須皓著

公正なる小作料

岩波書店刊行

大正  
14. 6. 13  
丙交

324-217

目次

緒言.....一

公正なる小作料.....三

附録.....四九

一 福田徳三博士の批評(同博士論文中の一節).....四九

二 那須皓博士の『公正なる小作料』を読む(安部憲吉氏).....五一

三 安部氏に答ふ(著者).....六五

## 緒言

此の論文は昨年十一月の頃、『大阪毎日新聞』紙上に於て十日間に亙りて連載せられたるものであつて、其の後之を抄録轉載せる地方雜誌などもあるから、可なり多くの人の眼に觸れて居ることと思ふ。併し關東以北に於ては尙あまり知られて居らぬし、且『大毎』讀者よりも之を保存に便なる小冊子に綴ることを屢々懇願せられたからして、かたがた茲に此のパンフレットの形となして一層廣く之が普及を圖ることとなした。本論文の内容は曩きに『大毎』紙上に現はれたるものと同一であるが、若干字句の修正をなし、又公正なる小作料算出の理論を一層理解し易からしむる爲の代數式、及び二三の附註を新たに加へた。

茲に取扱はれたる問題が本邦の現状に照して頗る重大なる意義を有すること  
は云はずして明かである。私は此の小冊子の刊行が本問題に對する朝野の眞摯  
なる研究を促進するの一助とならんことを切に希ふ。本論文の發表以來、關西地

2 方の農村にして之に影響せられつゝあるもの尠なからずとの報に接して特に其の感を深くする。小作爭議の益々深刻を加へ來り、小作爭議調停法また既に布かれたる今日に於て、公正なる小作料算出の基準を求むることは誠に當面の急務なりと云はざるを得ぬ。拙論につきては、其の一部に對して夙に昨年十二月の『改造』誌上に於て福田徳三博士が『それは誠に正しい妥當にして穩健なる見方である』と賛意を表せられた外に、更に本年三月の『島根縣農會報』上に於て同縣農會技師安部憲吉氏が頗る詳細なる批評を下して居らるる。此の二つの批評は之を附録として卷末に掲げ、尙安部氏の批評中、誤解に基けりと思はるる點に對しては筆者の駁論をも追記して讀者の参考に供した。學問は或る意味に於て共同研究である。近時往々にして論壇に見る所の無責任なる放言漫罵や低級なる揚げ足取りは論外として、眞摯なる論難批判の的に此の小著が供せらるるならば、著者として頗る本懐を感ずる次第である。

大正十四年四月

那 須 皓 識

## 公正なる小作料

小作爭議の頻發に伴うて、小作料の問題が切實に世人の注意を促すに至つた。耕作者の側では、出來る丈け小作料の安いことを希望するし、地主側では反對に、出來る丈け其の高いことを有利とする。此の兩者の孰れにも偏せざる公正なる小作料は如何にして之を決定すべきであるか。

在の小作料なるものは、往時の貢租が變形せるものとして、或は地方的舊慣を固守せるものとして、歴史的に決定せられて居る場合もあらうし、又、自由競争場裡に於て、經濟上の法則に従つて決定せられて居る場合もあるであらう。何れにしても、小作料は、地方により又地主によりて、假令略同じ經濟的、自然的事情の下にある土

地であつても、必しも同額に定められては居らぬ。(註一)

我が國の水田小作料は、今尙物納を通例とする。而して刈分け小作として、收穫を地主小作間に一定率を以て分配するは異例に屬し、殆んど全部は定額小作料を支拂ふことになつて居る。而も往時に於ては、農家の生活の最低限度を維持する以上の收穫は、悉く小作料として徴收せらるることが一般であつたが爲に、凶作時には當然、小作料の減免を要求せざるを得なかつた。此の要求は、事實上、多くは認められたものである。されば定額小作料は、或る意味に於て、小作料の最高限度を規定せしものとも見得るのであつて、實際支拂はれたる平均小作料はこれ以下である。(註二) 一方之と反對に、こみ米、さし米等と稱して、一俵四斗たるべき所を若干升之に加へて地主に納むる地方もあり、此の點では事實上の小作料は名義以上に増額されたことになる。

偕て小作料は斯く地方的事情によりて區々であるが、收穫を地主小作間に分配する割合は、どれ位であれば妥當であらうか。リカルドの差額地代説によれば、肥地の地代は瘠地の地代より當然高かるべきものであるから、肥地と瘠地とでは、地

主と耕作者間とに收穫を分配する比率の異り來ることは免れ得ない。即ち耕作者側の投下勞資に大差なくとも、只地味に大差あるため收穫にも大差を生ずることが多いのであつて、斯かる場合、肥地の地主が小作料として收得する部分が收穫物總量に對する割合は、瘠地小作料が該地收穫物總量に對する割合よりも多大であることは、當然の歸結である。以上の論は地味のみならず、土地の經濟的地位の相違(例へば市場への遠近等)ある場合にも、均しく當て嵌る。

故に歴史的因習を無視し、唯經濟上の見地のみより考ふるも、土地の肥瘠其他の事情に頓着なく、各地を通じて收穫分配の比率を一樣に定むることは不可能である。佛伊等にて屢々行はるる分益小作に於ては、土地資本及び經營資本の一部を地主が提供し、小作人は勞力及び殘餘の經營資本を負擔して、而して其の生産物を或る比率(多くは約折半)を以て分つのであるが、此の比率は地方により地味により農業經營法によりて、異同あるべきを當然とする。若し此の比率が相均しとせば、それは土地の自然的經濟的事情が略均しきか、農業經營が極めて幼稚なるか、又は社會的慣習が壓倒的勢力を有するかを前提とするのである。されば漫然として、一

6 定比率の分益小作を全國的に採用せんとし、或は佛伊の例に若干の修正を加へて、一切の資本は地主側の負擔とし、勞力は凡て小作側の負擔とし、而して收穫は之を折半すると云ふ様な事を推奨して見た所が、斯かる事は自由にして且進化せる經濟界に於ては、到底成功すべくもない。これ、曩きに説ける如く、同一の勞働に對しても、地味地位等の差によりて經營の成果を異にし來るのみならず、逆に同一の土地と雖も、之に對して投せらるる勞働の品質及び分量によりて收穫に差異を生ずるものであるからである。勞働以外の投下資本を併せ考慮するも、矢張り同論である。即ち土地資本の價值と、勞働の價值と、經營資本の價值とは、經營毎に千差萬別なる比率を以て組合はされて居る。而も此等三種の價值は、同一農場にて同一經營を繼續する場合と雖も、其の相互の比率が必しも不變なるものではない。如何となれば、土地、勞働、資本の三者は各自特殊の事情に基き別個の軌道を辿りて、其の價值を變動するものであるから。されば此等事情を無視し、漠然、勞働と資本及び土地とを等價に見て、凡ての經營の成果を兩者間に折半せんとするが如きは、これ土地の良否、勞働の勤惰を問はず一律に之を取扱はんとするものであつて、人間

性と經濟の法則とに悖れるものと云はざるを得ない。其の失敗に終るべきは、蓋し逆睹するに難からざるのである。

## 二

前述せる如く、公正なる小作料の比率を全國一律に定むると云ふ事は、本來無理なる註文である。さり乍ら地方的に、否、更に進んで農地一筆毎に、公正に近き小作料、並びに其の比率を定むる事は、必しも不可能でないかも知れない。又それが多大の困難を伴ふとしても、吾人は萬難を排しても斯かる小作料を算出する事を強要せられて居る。現行小作料が最早維持すべからざるものとして非議せらるるに際しては、吾人は其の論の當否を検する爲にも、又改善の歩を進むる爲にも、在來の慣習を離れて別個の理論的基礎の上により、妥當と認めらるべき小作料額を算出しなければならぬ。

7 本邦在來の小作料は、舊慣又は地主の特別恩顧に依らずして需給關係に依りて自然に決定せらるる場合には、多くは小作人間の競争の結果として甚しき高額の

まで競り上げられて居る。西洋の學者中には、收穫中より耕作者の投下勞資に對する世間並みの勞賃、利子其他の狹義生産費<sup>\*</sup>及び場合により若干の企業利得を控除せる殘額は、悉く小作料として徴收せられると論ずる者もあるが、本邦過半の小作經營に於ては、企業益は云ふも愚かの事、自家の勞働に對する世間並みの勞賃すら得て居らぬのが普通である。若し強ひて世間並みの勞賃と云ふならば、その地方に於て農業經營に従事せる者の間に於ける平均的勞働報酬を意味するに過ぎないのであつて、其の額は此等經營者の最低生活を辛うじて維持し得る限度を超ゆる事が出来ない。即ち、略同じ品質の勞働が他業に於て一般的に受くる所の勞賃より遙かに低位にあるは勿論、近時に於ては雇傭農業勞働者が受くる所の賃銀よりも更に一段と低きものである。それは經營者及び其の家族の勞力が、家庭其他の事情により、有利なる勞働市場を逐ひて自由に轉々する能はざる、特別に不利なる事情の下に置かるるに基きて發生したる所の、特別に不利なる勞賃を示すに過ぎない。故に家庭の事情や、愛郷心や社會的慣習が變じ來りて、束縛せられたる勞力の移動性が増大したる曉には、此の勞賃は當然改訂せらるべき先天的約束

\* 此の場合の狹義生産費中には勿論小作料又は土地資本利子は含まれて居らぬ。土地に對する公課は地主が小作料中より支辨するものとせば、土地負擔の公課も亦當然狹義生産費中には含まれぬ。此等一切を含めるものを以て廣義の生産費とす。

を有するものである。此の趨勢は先づ雇傭農業勞働者の賃銀増加となつて現はれたのであるが、今や各地に於ける小作料輕減運動となつて其の第二期に入れるものと見ることが出来る。此の意味に於て本邦に於ける小作料輕減運動は、失はれたる勞賃の恢復運動である。それは單に多數の力を恃む妄動にあらずして、社會經濟的に正當なる成立の根據を有するものである。

地代發生、更に精確に云へば、私人の地代收得を可能ならしむる資本主義的經濟制度を是認するとしても、此の小作料輕減運動の合理性は之を認めざるを得ぬ。而して結局、小作料がどの邊まで低下せらるべきかは、農民殊に小作農民勞力の移動性の増減と、一般勞働市場の狀況と、及び小作運動そのものの社會的勢力とによりて左右せらるるであらう。更に又農業經營の利益の程度、並びに機械使用大經營の可能性如何によりて影響を蒙むることも、亦忘れてはならない。

9  
地代の下落に連れて地價の下落は免れ得ぬ。併し、自由主義經濟制度を謳歌して、土地が往時獨占的利益を壟斷せし事を許容せし者は、今回勞力が代りて獨占的利益を壟斷せんとする傾向を示したとしても、之に對して異議を申し立つる資格



はない。彼れは唯、自由放任の結果歸着する所を以て、地方的にも全國的にも公正なる小作料なりと斷せざるを得ぬであらう。アダム・スミスの所謂「見えざる手」によりて導かる、無秩序の秩序は即ちこれである。

さり乍ら、全然放任主義に頼る能はずして、是非とも一の判斷を下さざるを得ざる場合、例へば小作爭議の當事者間に立ちて調停するに際し、双方の納得を受くべき小作料を算出するを要する場合には、此所に何等かの標準を持ち來らざるを得ない。地方的慣行に依らんとする事は、地方的慣行それ自身が爭議の原因になつて居る場合に、何の役にも立たない。然らば此の標準は、之を何處に求むべきか。

### 三

現下の我が農村に於て、最も痛切に求められ居る所のものは、公正なる小作料算出に用ふべき或る種の標準である。而も此の標準たるや、經濟社會に對する其の人の理想見解の如何によりて異り來らざるを得ない。即ち土地資本が獨占的優位にあるを是とするか、勞働が專制的覇權を握るを可とするか、又は兩者の適當な

る交譲妥協を以て望ましとするかによりて、或は個人の經濟的自由活動を飽迄尊重するか、又は社會的統制拘束を必要とするかによりて、換言すれば、資本主義、社會主義、個人主義等に對する意見の相違によりて、公正なる小作料決定の標準は、自ら異り來らざるを得ない。

11  
さり乍ら、各種社會理想に關する論議の終局を待つは、百年河清を俟つに均しく、又一の社會理想を以て徹底的に萬人を承服せしめんと試むるも、その徒勞に屬すべきは明かである。そは到底、吾人目前の急需に應ずるに足らない。故に吾人は實際問題として小作料決定の基準を求むるに當り、此等各種社會理想は之を無視せざれども、而も其の何れにも囚はるることなく、最も自由なる立場にありて最も常識的に事物を考慮せねばならぬ。之が爲には多少の理論的徹底を缺く恨みを生ずるかも知れず、又折衷的なりとの譏りを招くかも知れぬが止むを得ない。吾人は今、實行上の徹底を期し、それに可能なる範圍内にて、最大限度の理論的徹底を求めて居る。泰山を挾んで北海を越ゆるに要するエネルギーを、少しの間違ひもなく計算せんとするにあらずして、庭前の一枝を折るに要するエネルギーを、甚し

き誤差無きやうに計算せんと欲するのである。純理のみの問題は別論とする。但し一言斷つて置かねばならぬことは、吾人は既に絶對的自由放任主義の立場を棄てて居ることである。此の立場にある人なれば、何も骨を折つて、斯かる計算に従事する必要はない。何となれば、彼れは社會それ自身を以て自働的計算器なりとするものであるから。

儲て斯かる常識的見地に立ちて、先づ一瞥する。農業經營の總收益中より、狹義生産費及び相當企業益を控除せし殘額を以て公正なる小作料とすると云ふ在來の説は、資本主義經濟學の理論として一見徹底せるものであるが、現實の事象にぶつかると直ちに破産する。何となれば、本邦農業經營の實情に鑑みて、若し自家勞力を相當に評價せる狹義生産費並びに若干企業益を、總收益中より控除するならば、殘存すべき小作料は皆無とならざる迄も、甚しく減少せざるを得ない。而して地主は、之を以てしては其の公租公課をも拂ふに堪へざるものとなるであらう。自家勞力の相當評價によりて、斯く土地資本價值を劇減することは、換言せば勞力の爲に資本を犠牲とすることは、資本主義經濟學も其の謳歌者たる地主資本家も

共に悦ばぬことである。而して今直ちに上述せる如き極端なる状態に土地資本を置かんとする事は、獨り地主のみならず最大多數の中立者の反對を招くべきが故に、其の實現は不可能である。さればとて、地主側にて先づ充分なる地代を確收し、勞働に對して報ゆる所を薄くするに於ては、或は小作者の反抗、或は農業勞力の逃亡を招きて、進退維れ谷まる窮地に陥るであらう。農業が有利なる企業たる限り、又は農民が無智無抵抗なる限り、農業界の資本主義は濶歩し得る。併し一朝此等條件の消滅するに及んでは、資本主義は唯當惑するのみであつて、結局農業の衰退、農地價格の下落を來すの外はない。此の困難より脱却する力は、自由主義を奉ずる所の資本主義には内在しない。

之に加へて、更に一考すべき點がある。即ち曩きに在來説を擧ぐるに當りて述べたる總收益、狹義生産費等は、當該地方の多數農場に於ける多年間の平均的數字なること、これである。如何となれば、個々の農場につき、年々の總收益中より年々の狹義生産費を控除せるものを以て年々の小作料とすると云ふが如き事は、云ふべくして行はれざるのみならず、理論的にも不可能であるからである。若し萬一

斯かる事を實行したとすれば、企業が甚しく失敗せし時に、之を如何にするか。此の時も平常通りに耕作者の労働を評價し、生産費を彼れに保障するものとすれば、甚だ奇妙なる結果を見るであらう。即ち耕作者は成功すれば企業益を自ら收め、失敗すれば企業損を地主に轉嫁することとなる。斯の如きは餘りに不合理である。而も種々の事情により企業損のみ打續くかも知れぬのである。

故に農場毎に年々生産費を計算して小作料を定めんと欲して見た所が、企業の失敗せる場合には、勞賃や生産費の評價額を變更することを迫られるであらう。此の評價額を變更する時は、直ちに當初の出發點を棄てたことになる。當初の計畫の無理なりし事が、茲に明かとなるのである。

更に又此の計畫に従へば、同一地主は、全然同一種の土地を提供し乍らも、相異なる小作人の勤惰、經營の巧拙等に従ひて、大差ある小作料を收得することになる。これ土地を一個の自由財産視する經濟界にありては、不自然にして永續すべからざる事態である。

斯かる各種の矛盾不都合を除かん爲には、曩きにも云へる如く、其の地方に於け

る多數農場の多年に亙る平均的總收益より、平均的狹義生産費及び企業益を引去りたるものを以て、平均的小作料とするの外はないのである。在來説は斯の如きものなりと解釋せざるを得ない。さり乍ら、土地、小作人、經營年度を種々異にする場合に於て、斯かる平均を作り出すことは、よしそれが一小區域に限らるるとして、も仲々の難事である。私は決して之を不可能とは云はぬが、唯、一部の人が、在來説式計算法のみに限りて、科學的精密と正確とを有する小作料を算出し得るものなりと考ふることの危険を指摘したのである。

更に在來説は、社會主義者側よりも反對を受ける。何となれば之によれば、農業が繁榮し其利潤が増大する如き場合には、耕作者は定額の勞賃及び貧弱なる平均的企業益之は農業以外の産業の企業益によりても左右せらるるを得るのみにて、殘餘の利得は悉く地代化されて、地主の懐に入るものであるからである。多大の不勞利得を地主にのみ獨占せしむる危険ある制度には、敢て社會主義者ならずとも賛意を表せざる者が多々あるに相違ない。

農地價格に對する或る利率を其儘地代として徴收する主義は、小作料そのもの、及び之に従つて農地價格そのものに、變動を來しつゝある又は來すことを必要なりとする場合に於ては、妥當なる小作料を決定すべき基準となり得ない。然るに一方、勞賃並びに企業益を先づ耕作者が收得して、其の殘額を以て小作料とするに云ふ説も、實行上理論上種々の支障あること、前述せる通りである。相當なる勞賃並びに企業益の先取は、其の經營の合理化を前提とするのであつて、此の前提なくして之をなすは、往々にして自家の缺陷を補ふべく他人の資財を奪掠する結果を生むかも知れない。而して今日の本邦小作農經營が充分合理化せるものなりと斷ずるは、何人も躊躇する所であらう。

斯く資本本位の見方も、勞働本位の見方も、共に現實の問題として小作料に關する爭議を解決する力を持たぬものとすれば、吾人は此所に或る意味に於て兩者の妥協たる第三の立場に立つて、此の問題の解決を圖らねばならぬ。而して夫れは

最も常識的であり、容易に爭議當事者の諒解承認を得る見込あるものであり、既に各地に於て採用實施せられたる例あるものである。何ぞや。即ち地主小作人双方の農業經營に關する支出負擔を別々に計算し、之に按分比例して收穫を分配すると云ふ案、これである。

地主の支出として擧ぐべきは、主として農地資本の利子及び農地の負擔する租税であるが、此の他尙、水利費、土地修繕費、管理費、協議費、農會費等を加ふることが出来る。小作人の支出として算すべきは、勞賃(主として自家勞働の報酬)、肥料代、種子代、農舍費、農具費、農業經營資本の利子、農會費等である。

今、農業總收益を地主小作間に配分するに當りて、其の全部を兩者の支出額に應じて按分比例して分ち、地主配當額を以て小作料とする事も一策である。併し一層精密に考へるならば、之を下の如く定むる事が出来る。即ち先づ支出の各項目中に就きて、其の支拂ひが外部(地主小作兩經營當事者以外)に對するものであり、且其の金額が明瞭に決定せられて居つて動かす可からざるものと、然らざるものとを區別する。前者は例へば地主の負擔する公租公課、小作人の支拂ふ金肥代の

如きものであつて、假りに之を確定的支出と名づける。後者は地主の負擔する土地資本利子、小作に對する勞賃の如きものであつて、其の額は評價によるの外なきものであるから、之を暫く評價的支出と呼びたい。而して總收益中より先づ確定的支出の全額を控除して、地主小作にそれぞれ配分する。次に地主小作各自の評價的支出分擔額に比例して、總收益殘存額を兩者に配當する。斯の如くにして地主に配分せらるべき確定的及び評價的支出の合計を以て、小作料額となすのである。今、之を表示すれば左の如くである。

總收益	.....	S
地主の確定的支出	.....	a
小作の確定的支出	.....	b
地主の評價的支出	.....	m
小作の評價的支出	.....	n

とすれば

$$S - (a + b) = S_1$$

を以て現はされ、而して此の  $S_1$  は地主小作間に左の比率を以て按分せられる。

然らば公正なる小作料  $R$  は下式を以て示さるべきである。

$$R = a + (S_1 \times \frac{m}{m+n})$$

$S_1 \times \frac{m}{m+n}$ .....	地主取得分
$S_1 \times \frac{n}{m+n}$ .....	小作取得分

後の方法(表示せる如き)は、前の方法(支出を確定的及び評價的の二者に分類せざる)よりも一層綿密且合理的であるが、實際に決定せらるべき小作料額は、其の孰れを取るも大差ないであらう。兩方法中の孰れが小作人にとりて、より有利なるかは、農業總收益が前掲支出總額に對する割合、並びに確定的及び評價的支出額が地主小作間に分擔せらるる種々の比率によりて、異り來るものであつて、簡單に之を概論し去る譯にはゆかぬ。兎に角、後の方法がより合理的であり、より望ましいとすべきであるが、實際上の都合によりては、前の方法を取つても目下の小作料決定上、大して差支へない。以下の所論は主として後者を目標とするが、然も兩者の孰れにも適用し得らるる場合が多い。

茲に注意すべきは、上掲各種支出を計算するに當りて常に問題となる所の、評價的支出の評價法である。就中重なるものは、農地資本の利率と、農業自家労働の評價法とである。農地の価格は屢々収益價格以上に上つて居る。即ち土地は種々の感情的價值を伴ふのみならず、將來の騰貴を見越したる一種の投機的價格をも賦與せらるることあるため、其の賣價は収益價格以上なる場合が甚だ多い。此の賣價に對して普通の金利率へば土地と國債とを同一視して國債並みの金利を乗じ、之を以て地主の農業經營に對する出資と見做すことは、謬れるものとせねばならぬ。斯かる場合、土地資本の利率は更に低下して差支へなきこと勿論である。低下の度合は具體的事實に基きて、個々に決定する外はない。

次に農業者自家労働の計算法である。自家労働は其の性質最も優秀懇切なるものであるから、雇勞力に比して之をより高價に評價してよい譯である。今之を雇勞力中、最も自家勞力に接近せる常雇勞力と同額に評價すれば、假令低きに失し

ても、決して高過ぎる虞れはないと云へよう。然るに農業には繁閑あり、繁時の勞力は當然閑時のそれよりも高價の筈である。例へば常雇一人の給料食費諸雜費を合計して年に三百圓であり、而して年内労働日數は三百日であると假定する。此の時は平均すれば一日の勞賃一圓に當るのであるが、併し養蠶、田植など農繁時の一日の勞賃を、冬季農閑時の繩なひなどの勞賃と同額に見積ることは不合理である。之は此等の時々に於ける臨時雇勞賃の異るに見ても、之を證することが出来るのであつて、數年前に於ける臨時産業調査局の調査によるも、農繁時勞賃は普通時勞賃よりも二三割以上高きを通例として居る。

然らば農繁時に於ける自家勞力又は常雇勞力は、之を其の時の臨時雇に準じて評價して宜しいかと云ふに、必しもさうでない。臨時雇は短日月の労働を保障せらるるのみであり、而も此の爲に種々の犠牲を拂ふ者であるから、之を見込んで勞賃は特に高められてある。常雇及び家族の労働は、其の品質に於ては臨時雇以上であるかも知れぬが、上述せる事情を考慮に入れば、其の勞賃は必しも臨時雇と同額たるを要せぬ。之に就きては種々議論の餘地ある事であるが、私は農繁時の

家族及び常雇の勞働は、常雇の年内平均勞賃と農繁時の臨時雇勞賃との中間に評價するを以て、無難に近きものであり、當らずと雖も遠からざるものなりと考へる。

尙地主及び小作人の農業經營に對する支出を考ふるに當りて、地主側の支出として農地相續税を複利法を用ひて年度割として加算せる實例ありとの事であるが、斯の如きは謬れるの甚しきものである。地主の財産相續税は、農地所有に依りて生ずる収益に課する税では無い。然るに之を小作料中に含ましめて、小作人に轉嫁すると云ふことは、相續税設定の本旨を没却する狡猾なる遣り方である。又小作人側の支出中に農會費等を無視せる例があるが、これ亦片手落である。更に小作人が小作權を購入して耕作に従事する場合には、此の小作權買收費に對する一定の利率を、小作人支出中に加ふることも、忘れてはならぬのである。

以上の如くにして、地主小作双方の支出を我が水田に就きて計算するならば、勿論地味地價により又農業經營の集約の程度等によりて、固より一様ではないけれども、平均して大略地主側四割弱、小作側六割強位の見當に歸着する所が多い。斯かる所にて收量の四割以上を小作料として徴收するならば、其の小作料は即ち競

争の結果競り上げられたるものか、又は歴史的事情に基きて法外に高價なるものと推することが出来る。何れにしても、地主の提供する土地資本と、小作者の提供する勞力及び經營資本とを、同じ立場に置いて収益を分配すると云ふ原則に適應せる小作料ではなく、土地資本が其の獨占的性質に基きて、より優位に置かれたる結果の小作料であると斷することが出来る。資本主義經濟組織下に於て自由競争の結果定められたる小作料であるかも知れぬが、必しも社會的正義公平の念に協へるものとは云へない。

## 六

上述せる収益按分式小作料算出法には、批難の餘地がないではない。即ち農地の賣價なるものは農地所有の収益或は小作料の多寡に基いて主として決定せらるるものであるのに、此の農地價格を以て、更に小作料算出の一要素とすることは、所謂齟齬つこの嫌ひがある。小作料を前提として地價が定まり、次に地價を前提として小作料を定めると云ふことは、一種の循環論法であつて可笑しいとも云へ

る。但し茲に注意すべきは、農地價格は新小作料決定に參與する一要素たるに過ぎずして全要素ではなきことである。即ち現在の土地賣價は土地收益價格と感情的及び投機的附加價格との和より成立するものであり、此の土地收益價格は更に、小作料と公課諸負擔との差に基いて決定せられる。然るに新小作料を出すに當りては、此の土地收益價格と耕作側投下勞資中の或もの(即ち評價的支出)との比率を基礎とする。解り易い爲に之を表示すれば左の通りである。



故に(1)式に於ける小作料と、(2)式に於ける新小作料とは固より同一物ではない。

其の額も差あること通例である。現行小作制に於ては地主は單に土地資本家として現はれ、土地の賣價又は收益價格(此の兩者は感情的又は投機的附加價格が皆無なる場合には一致する)に對する一定利率を小作料として徴收するものであつて、企業危険は悉く之を小作人に負擔せしむるものである。而して實際に於て我が多くの水田小作人は常に企業損を負擔して居ると云へよう。然るに新小作料に於ては、地主をして企業の危険を幾分負擔せしむる。何となれば新小作料は農業の收益如何によりて其の額を増減すべき性質のものであるからである。即ち在來の地主の地位が、株式會社の社債所有者に類するならば、新小作料を徴收する地主の立場は恰も會社の株主に酷似する。

然り而して新小作料を公正なりと云ふ所以は何であるか。若し在來の小作經營が企業益及び企業損を受くる機會相半ばするものであるならば、企業の危険を小作人一人に負擔せしめても、それは決して不公正ではない。さり乍ら、小作經營が概して永續的に企業損を生ずるものであり、而も經營そのものの内部的改良によりて之を避くる能はざる事情があるとするれば、それは當然經營費中の或る要素、即



ち經營成績の良否によりて其の價格又は報酬が上下せらるべき種類の經營要素の減價を來すべき筈である。今斯かる種類の要素の主たるものは、勞賃及び小作料の兩者である。然るに今迄の處、減價せられ居るは小作農の勞賃のみであつて、地主の小作料は殆んど無關係であり、偶々其の減額をなす時は、寧ろ小作人に對する恩惠として目された。これ即ち「土地對勞力」の關係に於て、土地が優位を占めたが爲に、勞力は泣く泣く之に屈服せしを示すのである。然るに今や勞力の社會的勢力増大し來り、逆に土地を壓伏せざる迄も、少なくとも之と同位に立たんことを要求するに至つた。此の見地よりすれば、既往の小作料は不公正なものであり、土地と勞力とが共に企業損を負擔する新小作料が、より公正なのである。否、勞力を主とする見地よりすれば、凡ての不可避的、永續的企業損を悉く土地のみに轉嫁することが、更に一層公正なる小作料を得る所以であるかも知れぬ。併し私が直ちに之をなす事を躊躇する理由は、後に之を述ぶるであらう。

兎も角も小作料をして農業總收益中の特定の比率たらしめんとする事は、地主をして共同經營者の一人として農業經營の成績に就きて小作人と喜憂を共にせ

しめんとの趣旨に出づるよりも、寧ろ農企業の現況に照して現行小作料、従つて農地價格が不相當なる高さにあるを矯正せんとの動機に出づることが多い。而して改正小作料が現小作料よりも低いとすれば、それは丁度營業成績不振なる會社の株主が、配當率を低下せられても餘儀なしとせざる可からざるに類する。若し斯かる會社の株主が社債所有者の如く、飽迄も高率配當の繼續を主張するならば、結局其の會社は破滅して仕舞ふであらう。同様に地主が法外なる小作料の永續を固持するならば、農業そのものが其の地方に於て衰退せざるを得まい。

然らば現状の下に於ては、小作料の低下も止むなしとして地主は之を甘受せねばなるまい。而して株式配當率の上下が株券市價を騰落せしむる如く、小作料の低下は必然的に地價の下落を齎らすであらうが、地主は之をも甘受せねばならぬ。農業界の好況に際して莫大の不勞利得を得たる地主は、不景氣時代の襲來と共に之を吐き出すも止むを得ない。個人として如何に同情すべき立場にある人であつても、地主階級全體の責任と運命とは、之を免るることが出来ない。

更に附言して注意を促したい事がある。私は曩きに地主を株主に比し、新小作

料は農業収益の増減に伴ひて増減すべき性質のものだと述べた。併し乍ら吾人が忘れてならぬことは、小作人も同じく株主であり、而も彼れが相當以下の勞賃しか拂はれて居ない間は、彼れは地主以上に優先権を有する株主であると云ふことである。小作人持株に對する配當が増加して一定率に達する迄は、地主持株に對する配當率は据ゑ置かれても我慢せねばならぬ理窟がある。又今後の事業不振なれば、先づ地主所有株の配當率を低くせらるべきである。

斯の如くんば、分益的小作料とは云ふものの、それは現在の状態に於て分益的標準に依りて一定額に定められたこと、並びに將來の農業収益の模様によりて其の比率及び額の變する可能性あるを意味するに過ぎぬのであつて、必しも常に農業収益の増減に正比例して遲怠なく動くものではない。此の點につきては、尙次に改めて論ずるであらう。

## 七

偕て斯の如くにして、地主は減價せる土地に對する相當利率を、新小作料として

受取り、小作人は又以前より稍優れるも而も尙且相當以下の勞賃を、自家勞働に對して受取ることとなる。地主小作兩者の犠牲は、略均等である。

さり乍ら茲に農業収益が今後漸次増大し來りたる場合に、矢張り増加収益を今回と同様の比率を以て分配すべきであらうか。私は然らずとする。農地が有利に他用に供し難く、而も耕作者の勞力は任意により、有利に他用に供し得べしとせば、土地對勞力の關係に於て今や主客轉倒し、より優位にあるは實は勞力である。

此の勞力が尙減價されたる勞賃を受け居る間は、土地は小作料騰貴を要求すべき權利がない。耕作勞賃が普通勞賃以上に達したる時、茲に土地は再び其の失ひたる優位を恢復して、耕作者に對して小作料の騰貴を要求することが出来る。増加収益の處分は、此の時に始めて問題となるであらう。即ち之を地主に歸屬せしむべきや、耕作者に與ふべきや、又は社會自身が沒收すべきや、或は一定の比率を以て三者間に分配すべきや等のこと、これである。此の點に達する迄の間の増加収益は、勞賃の缺損を補ふ爲に充てらるべきこと、理の當然である。

別の筋道によりて以上の理を説明するならば、小作料低減後に於ける地價の下

落は、これ一の確定的事實である。故に其後に於て地主が農業經營に對する出資として見るべきは、此の減價せる農地價格に對する一定利率及び公課諸負擔の和であつて、即ち新小作料に相當する額である。之は前回の計算に於て地主出資額として見做したるものよりも少ない。然るに小作側出資として見るべきものは前回同様である。即ち小作人が勞賃の減額に甘んじたるは、只收益分配の結果がさうなつたと云ふに止まるのであつて、勞働市場の狀況不變なる限り、彼れの勞賃は之を出資として見積る時は、當然前回同様の相當なる價格を示して差支へない。茲に於てか、地主の出資額は減じたるに拘らず小作の出資額は不變なるを以て、勢ひ收益の分配率を異にし來るべき筈である。

即ち公正小作料は地價を變化し、地價の變化は又逆に第一次の公正小作料を修正して、第二次の公正小作料を定むる機因を作る。而して斯かる循環的計算法を繼續してゆくならば、結局小作料及び地價が不變となる或る點に到達するであらう。此の時は即ち、小作者の勞働報酬が、當初の評價勞賃と全然一致するに至りし場合であつて、最後の公正なる小作料と呼び得る。

以上の論理は、耕作者が優位にある以上は、耕作者の勞働報酬が相當なる勞賃を示さざる以前に於て、小作料の騰貴し難きこと、否、農業收益不變なりとせば、勞働報酬が或る點に達する迄は、小作料は却つて低下を續くる傾向あることを明かにするものである。農業の収益が次第に増加することによりて、斯かる小作料の遞減を見る事なしに、農業勞賃の騰貴せんことは、最も望ましいと云はざるを得ない。實際に於て斯の如き勞賃並びに小作料の變化を來す爲には、相當の年月を要する。又勞力が社會的に優位を占め、且他に有利なる勞働の機會ある爲に經濟的にも優位にあると云ふ前提の繼續を必要とする。而して其の間に於て、第一次、第二次の公正小作料は、矢張り其の時々に於ける公正妥當なる小作料額を示すものと見て宜しい。社會は活物であり、無限に變化するものであり、意外なる支障の飛び出すものであるから、以上述べたることは、勿論上述前提の下に於ける一の傾向を意味するに過ぎない。曩きに最後の公正なる小作料と云ひしものも、動的經濟社會に於ては、單に一の目標——無限なる螺旋運動の方向を指示する一の目標たるに止まるかも知れない。

曩きに私は公正なる小作料の算出法が、一の循環論法にあらざるなきかを自問した。若しそれが單純なる平面的循環論法、即ち圓周を描いて元の出發點に其の儘復歸するものであつたならば、それは實に無意味なるものと云はざるを得ぬ。然るに幸ひにも、之は螺旋的、立體的循環論法であつて、小作料を公正ならしむべく、其の向ふ所を指示するものである。私は斯の如き種類の循環論法の效用に、世人が一層目覺めんことを希望する。之が爲には、直線的因果關係としてのみ事物を觀察せず、因が果たり果が又因たる相關的關係を凝視するを要する。

## 八

偕て筆少しく岐路に走せたが、本論に立ち戻る。此の收益按分式公正小作料算出に對する實際的批難として、在來地主が寛仁薄慾にして小作料安く、従つて小作權の賣買行はれし如き地方にては、公正小作料も安かるべきに反し、強慾なる地主が特に高價なる小作料を徴し、爲に地價も高き所にては、公正小作料も高く算出せらるべく、兩者間に公平を缺くと云ふことを擧げることが出来る。これ甚だ尤も

なる議論であるが、併し私の所謂螺旋運動を繼續して、第二次、第三次の公正小作料を算出しゆくならば、此の不公平は漸次消滅するであらう。而して當初より公正小作料の低き事は、寧ろ寛仁なる地主の本懐とする所であるに相違ない。

更に收益按分式小作料決定方法は、分益小作一般の缺點を伴ふものでないかとの疑問が起るかも知れぬ。併し之は本法の特殊なる性質に留意せざるに出づる杞憂である。本案は全國一律的に分配の比率を決定する譯ではなく、又漠然と土地及び労働を等價に見たる譯でもない。土地資本及び労働價格が種々の割合にして組合はせられ居る事實、及び兩者の價格が別々に變動し得るものなることを、充分に認め、然る後此の兩者に按分比例して收益分配を圖るのである。而も此の按分比例に依る小作料は年々に變化することなき一定額とし、此の定額は將來、小作者の勞賃が相當程度に達する迄は不動のもの、或は必要あれば減額すべきものとするのである。故に普通の分益小作は、農業の集約化の限度の到來を早めるものであり、従つて農業の進歩を阻害すると云ふ缺點を有するのであるが、本案は斯かる缺點を有しない。農業改良による收益の増加は、或る點迄は小作者が之を獨占

し得ることになるのである。

斯の如き小作料決定法は、人爲的であり不自然であるとして、自由主義經濟學者から攻撃を受けるかも知れない。併し乍ら、自由放任主義が本問題決定の力無きことは前述せる通りであつて、吾人は夙に放任主義を棄てて居るのであるから、今更斯かる批難に逢つたからとて之と諍ふ必要を認めないのである。

次に以上に關聯し乍ら、而も別個の見地より此の公正小作料の決定方法に對して加へらるべき批難を考へ得る。

即ち本案が、土地の肥瘠、收穫の多寡を問はずして、唯地主小作の出資額に按分して收益を分ち小作料を決定するに於ては、肥沃地小作人は瘠薄地小作人に比して、同一單位の勞働又は出資に對して、餘分の報酬を得るに至るであらうとの事、これである。例示すれば、瘠薄地一反歩に對する地主小作の出資額が、それぞれ四單位、六單位であり、經營の總收益が一〇〇圓である場合に、小作料を四〇圓とすれば——此の場合簡明を欲する爲に、確定的及び評價的支出を區別せざる小作料算出法を取る——、小作者は六〇圓の收入あり、出資一單位に對して一〇圓の報酬を得る。

次に肥沃地一反歩に對して、地主小作の出資が、各々六單位、八單位であり、總收益が二一〇圓であるとすれば、小作料は九〇圓、小作者收入は一二〇圓となり、小作人は出資一單位に對して、一五圓の報酬を得る。斯かる場合、瘠薄地小作人は、肥沃地一反に對して九〇圓以上の小作料を拂ひても、尙且瘠薄地を耕作するよりも有利であるから、結局競争を生じて肥地小作料は、競り上げらるるであらう。故に肥地に對しては、公正小作料の比率は破られるに相違ない。

此の議論は誠に尤もであつて、私自ら本論文の劈頭に於て、普通の分益小作を批評するに當りて、之に類する論旨を述べた位である。さり乍ら、此所に於ては之に對して下の諸點を擧げることが出来る。

- (一) 普通分益小作に於て地主小作の出資を略同額と推定して收穫を折半するに比すれば、此の公正小作料決定は遙かに精密である。従つて肥沃地、瘠薄地兩小作人間に於ける勞働報酬の差は、普通の折半式分益小作の場合に於ける如く著しくない。

- (二) 又本案に依る時は、各地小作人の農業勞働報酬が必しも均等でないかも知

れないが、之は本案に依らざる現在と雖も然るのである。蓋し小作地獲得の競争に参加するものは、極めて狭い区域内の住民に事實上限定せられて居ることに基く。小作人の労力の移動性の増したことは前述せる通りであるが、之は主として他の業務に向つて移動する自由を指したのであつて、甲地の小作人が遠隔なる乙地の小作人を排除して、其所へ入り込むやうなことは、殆んど無い。故に、小作人労働報酬が各地不均一なる故に、本案は成立せぬとは云へぬ。否、不均一の程度は、寧ろ現在よりも減少するであらう。

(三) 更に本案によりて、第二次、第三次の公正小作料を求むれば、各地に於ける労働報酬は、益々均一化するものである。

(四) 又狭い区域内に於ける小作者同志の、小作地に對する無謀なる競争は、今後は小作組合の力によりて矯正される可能性がある。

以上諸點を考ふる時は、本案に對する上掲批難も、甚だ根據薄弱なるものであることが分るであらう。

## 九

以上述べたる如くにして算出せる公正小作料は、分益的性質を有するものであるから、收穫に對する或る比率とすべきであるが、年々の收穫高を一々計量して小作料額を定むることは厄介であるから、數年の平均收量を取り之に數年間の平均比率を乗じて得る所の定額とせるのである。此の定額を現物を以て定むるか、又は貨幣額を以て定むるかは種々議論ある點であるが、貨幣額を以て定むるとすれば、物價の上下に伴ふ面倒なる別個の議論を導き入ることとなるから、簡明を欲して茲には暫く之を物納として置く。

而して此の定額物納の小作料は、農業勞賃が相當の程度に達せざる間は、當然据る置かるべきものたるのみならず、場合によりては却つて低減の危険あること前述せる通りである。但し物納なる限りは、假令据る置かるとしても、農産物價格の騰貴に伴ふ利益だけは地主の收め得る所である。尤も反對に價格低落の場合は、損失をも招くであらう。但し若し假りに農産物價格と一般物價とが略正比例し

て動くものとするれば、農産物價格の變動は、何等實質的利害を地主に及ぼさないうであらう。金納定額小作料であつたならば、小作料の据ゑ置きは、農産物價格騰貴並びに一般物價騰貴に伴ひて、居乍らにして實質的小作料を低減することとなるのである。

儲て上述第一次の公正小作料を算出し、之を物納定額とせし場合に、それは現在の小作料額に對して如何なる關係を示すであらうか。これは勿論各農場毎に區別なるものであるが、多くの場合、地主小作兩者の出資額が現在に於て四對六位の比率を示すものであり、而も在來の小作料は總收穫を地主小作間に概して五對五、或は五半對四半位の割合にて分配するものであるから、(註三)新小作料は舊小作料に比して二三割の減少を來すであらう。此の事は即ち在來の小作料の高過ぎし事、或は今日に於ては高過ぎるものとなりし事を證明するに外ならない。併し乍ら在來小作料の特に高價なりし地方に於ては、一面之を促せし特殊なる需給關係の存せしこと、而して此の關係は尙存續する場合あるべきを考慮せねばならぬ。斯かる地方にて急激に小作料を激減することは容易に地主の承諾を求むる能は

ざるべき事情をも考へ、差し當りては、此の第一次公正小作料と現在の小作料との平均を以て、改正小作料となすべき事を唱導する者あり、又現に之を實行せる例もある。これ稍生温るき感があるが、頗る實際的なやり方であつて、漸を以て移るは移らざるに優ること萬々である。地主の立場を充分考慮し、之に苦痛をかくる事を最少限度とせんとする此の處置に對しては、公明なる地主は何等異議を挟む餘地がないであらう。

公正なる小作料採用は、現小作料を二三割低下する事を意味するかも知れぬが、地主側としては小作爭議の爲に不慍なる生活を送り、又事實に於て屢々三割位に當る減免をなすことあるに比して、敢て苦痛多しとは云へまい。社會的にポイントせらるるよりも、寧ろ合理的基礎の上に立ちて堂々と小作料を徴收し、小作者と協調の途を講ずるを賢なりとする。小作者側も亦妄りに多數の力を恃みて、無謀過大なる要求をなし、時として亂民の態度に出づるが如きことを慎み、至當とせらるる小作料減額を得て満足すべきである。

而して之によりて地主が、其の經濟的存立を脅かさるるが如きことあらば、地主

は須らく無爲に拱手せずして他に活動所得の途を講ずべきであるが、國家又は公  
共團體としては、税制其他を改正して、過大なる負擔を地主殊に中小地主の頭より  
除去する必要があるかも知れぬ。反對に小作人側にて、改正小作料を支拂ふも尙、  
一家の經濟を支持する能はざる場合には、これ農業經營規模の過小又は經營組織  
の缺陷に基きて、農業勞働の機會の僅少なること、或は一般的なる農業の薄利に基  
因するのであるから、彼れは須らく此等諸點の改正によりて活路を求むべく、或は  
他に所得の途を講ずべきであつて、決して無謀不合理なる小作料の減免を權利と  
して要求すべき筋合ではない。

## 十

私の所謂公正なる小作料に就きては、尙種々批評の餘地があるであらう。一部  
の地主側よりは、小作擁護、地主攻撃なりとして怨まれるかも知れず、又極左黨の人  
人からは資本家攻撃徹底せず地主に對する妥協なりとして譏られるかも知れな  
い。併し乍ら兩者の中間に立つ如く見ゆる理論は、これ徒らに左顧右眄して灰色

の態度を持せんとせるに出づるものではない。現實の問題として小作爭議を解  
決せんが爲には、漫然たる空想に走らずして現實の事實の上に立脚する必要があ  
る。現在の社會組織、經濟組織の下に於ては、私は本案が最も公平に近きものと信  
ずる。資本の利子や私有財産制を認むる以上は、少なくとも其の儼存せる現實に  
當面して考慮するならば讀者は、本案が最も多數者の諒解贊同を得べき條件を具  
備するものであり、實際の爭議を調停するに役立つものであることを認むるであ  
らう。

勞働の價値を尊重するに於て私は人後に落ちない。併し資本の價値而して之  
に伴ひて資本所有者(敢て資本家とか大企業者とは云はぬ)の立場をも考慮するに  
就いては、別に理論的根據を有するのである。

私は凡てを人間本位に考へる。勞力と云ひ資本と云ひ、それが生産要素たる限  
りに於ては、人間の爲に必要且有效なる一の手段たるに過ぎない。唯勞力者と勞  
力とは不可分のものなるが故に、勞力者をして人間に値ひする生活を送らしめん  
が爲には、當然勞力に對する相當報酬を請求せざるを得ない。然るに資本と資本



家とは人格的に不可分に結びついては居らない。同一の資本を一人にても數人にも又法人にても、公共團體にても所有し得るのであつて、所有者が轉々變化しても資本の技術的效果に變化はない。

かるが故に、或る形態に於ける資本所有、例へば私人的大資本家の弊害を認めて、之を攻撃するは差支へないが、而も同時に資本そのものの價值に對する尊重は之を續けてゆく事が出来る。所謂資本家を嫌ふの餘り、資本そのものの效果をも故らに輕視せんとするは、これ俗諺の「坊主憎くけりや袈裟までを憎む」ものたるに過ぎない。

抑も人間本位の見地は、固より勞力尊重を含むものであるが、併し直ちに勞力專制、資本輕視を意味するものではない。資本亦これ勞力の變形せるものと認むべく、若し資本の價值を極端に輕視するならば、資本生産に資すべき種類の勞働や乃至個人的節約を妨げ、結局資本の集積を貧弱ならしめ、資本と協力するを要する勞働の能率を低下し、其の結果として、勞働に對する報酬それ自身を滅殺するのみならず、社會全體の生活程度を低からしむるであらう。

されば現代の資本主義經濟制度の弊を呪ひ、資本所有の社會的配分を變更せんと試むる事に異議なしとするも、之を以て直ちに資本の無償沒收又は極端なる減價を策する事は、一面には資本家の不勞所得を沒收する利あるべきと同時に、他面正當なる勞働の結果を其の正當なる貯藏者より奪掠するの弊を生むであらう。斯の如くんば玉石俱焚の批難を免れざるのみならず、角を矯めんとして牛を殺すの結果を見ざるなきを保せない。私が資本の無償沒收に反對し、或る程度迄資本所有者の立場を考慮する所以は、蓋し此の點を憂ふるからである。私は法律不遑及の原則を或る意味に於て經濟界に應用し、地主の不勞所得の將來に於ける發生は飽迄之を阻止すると共に、既往に於ける彼れの不勞所得は遡りて全部を奪回すべきものではないとする。否、既往に於ける此の不勞所得は、誠實なる勤勞所得と混交して、明瞭に區別し難き状態になつて居るのであるから、之を間違ひなく全部直ちに沒收する事は、寧ろ不可能事である。故に私は既往は咎めず、現存不勞所得は漸次之を消滅せしむる事を以て、最も妥當にして合理的なりと信するものである。私の公正なる小作料は此の趣旨を體現せんと欲する試みたるに外ならない。

然らば即ち、此の公正小作料は、在來の本邦小作料が地主を第一位に置き、土地資本の利子が回収せらるることを先決問題とし、小作人の勞働及び出資を軽く視たる嫌ひあるに對して、正に一段の進歩を來せるものである。之は見様によりては、勞力を以て土地資本よりも優位に置けるものとも目し得る。斯の如きは、勞働權又は勞働全收權等の唱へられ、一般民衆の權力著しく伸長せる今日に於て、始めて其の實現を期待し得るものである。而して將來に於て、農業の利益増大する場合あるに際し、直ちに小作料の暴騰又は地主不勞所得の増進を來さざるや、嚴重に之を監視するを要する。これ一には社會の經濟的構成が合理化、公平化せられつつある程度に依ると共に、一には小作人側の社會的勢力の消長如何による所頗る大であらう。小作組合運動の意義は深甚であると云はざるを得ない。

(註一) 略同じき經濟的自然的事情の下にある土地であつても、其の小作料額が必しも同額でない事は本邦各地の實情を調査比較すれば直ちに判明する事であるが、近時英國のターナーの如きも現實の小作料はリカルドの差額地代説によりてのみ決定せらるるものにあらずして、小作人の技倆や生活程度等種々の人的要素によりて左右せらるるものなる事を説

いて居る。之はターナーが學者と云ふよりも寧ろ實地に通曉せる實際家であるだけに、より多くの興味を我等に與へる。(Christopher Turner, The Land and the Empire, 1917, p. 36. 参照)  
 (註二) 全國を達觀すると、實納小作料は契約小作料の五分乃至六分減に當つて居る。大正九年の道府縣小作慣行調査書に基きて農商務省が最近に集計せる所を摘録すれば左の如きものがある。

(一) 一毛作田反當現物小作料(全國平均、但し北海)		石	
普通	一・〇二五	普通	五四・〇
高	一・三〇九	高	五六・三
低	〇・七〇四	低	五一・〇
契約小作料		石	
普通	〇・九六七	普通	五一・〇
高	一・二三八	高	五三・三
低	〇・六四八	低	四六・九
實納小作料(最近五ヶ年平均)		石	
普通	一・八九八	普通	五一・〇
高	二・三二五	高	五三・三
低	一・三八二	低	四六・九
收(最近五ヶ年平均)		%	
普通	一・八九八	普通	五一・〇
高	二・三二五	高	五三・三
低	一・三八二	低	四六・九

(二) 二毛作田反當現物小作料

契 約 小 作 料	普通	1・251 (三十七府縣平均)
	高	1・584 (同)
實 納 小 作 料 (最近五ヶ年平均)	普通	0・922 (同)
	高	1・195 (同)
收 穫 (最近五ヶ年平均)	普通	0・870 (同)
	高	2・169 (三十八府縣平均)
契 約 小 作 料 の 上 記 收 入 高 に 對 す る 割 合	普通	55.0%
	高	57.4%
實 納 小 作 料 の 上 記 收 入 高 に 對 す る 割 合	普通	55.7%
	高	52.5%

(備考) 上掲數字は先づ各府縣毎に求めたるものを府縣内當該田地面積の大小に頼りて之を見る必要がある。然も以て大體を遠觀するに足る。農商務省の調査には各府縣別の詳細なる數字が出て居り、而も此の數字は府縣によりては可なりの相違を示すものであるが、今此所には煩を厭うて採録しない。

(註三) 實納小作料が收穫高に對する割合の概観は(註二)によりて既に之を觀たのであるが、更

田小作料(普通)割合別町村數調

收穫高に對する實納小作料の割合(%)	一毛作田		二毛作田	
	町村數	總數に對する割合(%)	町村數	總數に對する割合(%)
二五以上—三〇未満	二五	—	六一	—
三〇—三五	一四〇	二	三七	—
三五—四〇	三〇三	三	九八	二
四〇—四五	九七〇	一一	三七三	六
四五—五〇	一、四七〇	一六	七五〇	一一
五〇—五五	三、四七四	三八	一、八五四	三一
五五—六〇	一、二二二	一三	一、〇八六	一八
六〇—六五	八五一	九	九三七	一六
六五—七〇	三三一	四	四二四	七
七〇—七五	一五七	二	二三五	四
七五—八〇	八〇	—	一〇三	—
八〇以上	六〇	—	一一〇	—
計	九、一三四	一〇〇	六、〇三五	一〇〇

備考 (1) 中位數を算出せば一毛作50.2% 二毛作54.6%なり。  
 (2) 北海道沖繩縣を除きたる全町村數(大正九年末現在)は11,795なり。

に農商務省の別種調査によりて今少しく精細に之を研究したい。上掲の表は全國町村につき實納普通小作料(大正五年より同九年に至る五ヶ年平均)の收穫高(同年間平均)に對する比率を調査し、其の比率の大別によりて町村を分類し、其の數を調べたるものであつて甚だ興味深きものと云はざるを得ない。此

の表を見るも、一毛作田、二毛作田共に實納普通小作料の實收額に對する比率は五割乃至五割五分の町村が最も多きを知り得るのである。

## 一 福田徳三博士の批評

〔改造〕第六卷第十二號所載「混沌たる農村問題」の一節

……那須教授も頃日『大阪毎日』に連掲せしめられつゝある其の『公正なる小作料』論に於て、農地價格に對する或る利率を、其儘地代として徴收する主義は、小作料其もの及びこれに從つて農地價格そのものに變動を來しつゝある、又來すこと必要なりとする場合に於ては、妥當なる小作料を決定すべき基準となり得ない（十一月一日）と云つて居られる。更に又教授は、斯く資本本位の見方も、勞働本位の見方も、共に現實の問題として、小作料に關する爭議を解決する力を持たぬものとすれば、吾人は此處に或る意味に於て兩者の妥協たる第三の立場に立つて、此問題の解決を圖らねばならぬ」として、地主、小作人双方の農業經營に關する支出負擔を別々に計算し、これに按分比例して收穫を分配するといふ案の採用を提唱して居られるのである。これを平易なる日本語に翻譯して云へば地主對小作人の關係は資本主對勞働者の關係ではないと云ふ事になるのであつて、それは誠に正しい妥當にして穩健なる見方であるといふの外はない。地主も小作人も、共に農業經營に關しては、支出の負擔者であるのである。唯其の異なる所は、小作

人の負擔する費用中には、自己並びに家族の勞作てふ重要な課目が存するてふ一事である。然し其の勞作は決して雇傭勞働者としての勞務給付ではない。換言すれば商工業勞働者の勞務給付とは、其の經濟上並びに法律上の性質を全く異にするものである。而して小作人は勞作の支出のみならず物的支出をも負擔するものであり、更にまた經營の危險をも負擔するものである。……………

## 附 録

## 二 那須皓博士の『公正なる小作料』を読む

安 部 憲 吉

小作問題が農業諸問題の内に愈々重きを加へて來るに伴つて、この方面の意見が種々の機關を以て發表せらるるものが多いが、小作問題が進行するに當つて、必然に生じて來る小作料の問題について、相當權威ある士にして稍々具體的に互つて論じてある文献は、私の狭い讀書の視野にあまり餘計に這入つて來ない。學界の權威としては、岩波書店から出た慶應義塾大學經濟學部教授共著『經濟學說研究』にある、氣賀勘重博士の『小作料の高低に就て』、それから改造社から出た末弘嚴太郎博士の『農村法律問題』の中の『小作問題と小作法』中の或る部分(特に二百二十八頁まで)及び、新進農政學界の權威東京帝國大學の那須皓博士の『公正なる小作料』の三つは、廣く讀まれて居るものだらうと思ふ。(尤も此外断片的のものとして、雑誌改造、中央公論、帝國農會報等に、その道の知名の士のものがある。)その三つの文献の各々は、云ふ迄もなくそれぞれ特色を具へたものであるが、その中で那須博

士の『公正なる小作料』といふ論文は、昨年末大阪毎日新聞に、十日間に亙つて連載されたものであるから、他の單行本の中に收められたものよりも、農業者の眼に、一番餘計に觸れて居るものであることを疑はぬ。のみならず吾が島根縣農會報にも、正月號及び二月號に轉載して居たので、『公正なる小作料』といふ標題が、如何にも小作問題で神經が過敏になつて居る世の中に對して、可なり多數の注意を喚び起し得たと信するので、此の小論に於て私の感じた所を記し、讀者と研究を共にしたい。

二

博士の論文は、島根縣農會報正月號自三十五頁至四十二頁、二月號自三十四頁至四十二頁(大阪より)の如く、六號活字で十七頁といふ長論である。従つて詳細を極めて居る。去り乍ら、その重點は、即ち小作地に於ける生産の分配は、土地資本經營資本、勞働の、生産に對する「正しき價値の分量」に、平等に按分せられなければならぬといふ、一つの小作地生産分配の假定的の原則を設けて、この原則に、最もよく合致せりと博士が認められた、一つの分配方式を樹てられ、これを敷衍せられたことであり、同時に博士の論文の構造の概要であると私は見た。

博士の分配方式に據れば、小作地に於ける農業生産の仕事を経営して行くについて、是非必要である經費の凡てを算出し、この經費の數値に生産物を按分して行くといふ遣り方である。

即ち經費の算出を次の方法による、

(一) 確定的經費

その支拂が外部(地主小作兩者以外)に對するもので、その金額が支拂によつて明瞭に決定されて動かすことの出来ないものであり、そして然かも當然その小作地に於ける農業經營の經費と認めらる可きもの、例へば、

地主……地租、地租附加税、水利費、土地修繕費、協議費、農會費地租割又は反別割等

小作……購入肥料代金、種子代金、農具代金、農會の建築又は修繕費、農業上必要なる現金借入に際して其利子、農會費會員割等

(二) 評價的經費

その支拂が内部的のもので(生産の經營と地主又は小作人との間)その金額は評價によらなければ確定しないもの、例へば、

地主……土地資本の利子等

小作……自家勞働に對する勞賃等

以上の方法を以て分類算出し、(水田小作の場合)

(一) 先づ確定的經費の額を、米の數量に換算したるものを總生産量の中から控除し、これを地主、小作各支出額によりて取得し、

(二) 確定的經費に相當せる量を控除したる殘量を、地主小作各々の評價的經費支出額に按分する。

但し右分配に於て玄米の外水田の生産物には、藁、秕屑米、粃穀等があるが、これは便宜評價によりて、小作者の方へ配屬せしめる様にするのもよいであらう。

右方式に於て、分配量の大小は大部分(二)の評價的經費の如何に懸るであらうが、土地資本利子算出のための土地資本價格を現在の時價を以てせず、正常なる土地の收益價格(時價よりその格を感情的)を以てし、尙勞働賃銀の額は、常雇年内平均額と、農繁時の臨時雇平均額との中間の時價を以てす可しと、博士は説かれて居る。斯うすると結果は現在小作料より約三、四割減となり、土地の價格(收益價格)は自然に減ずる。かうして原因は結果となり、結果は原因となり、次第に小作料は公正なる點に近づくといふ豫想である。

### 三

博士は、この考案に於ては決して純理に於ける徹底は求めて居らぬ。最も常識的に問題を考慮し、實行上の可能を妨げざることを第一義とすると論ぜられて居る。故にこれを讀むものも亦理論よりは實行上の問題を主として讀む可きだと考へるが故に、先づこの考案の實行上の價値について研究をしてみよう。

この考案は、企業損、企業益とも、地主も小作も共に平等な機會に負擔して、小作制農業といふものを地主小作の共同體の經營とするといふ精神に於ては、何等異論を挿む可き點はないが、扱て小作料の決定、殊に爭議に當面した場合の小作料決定について、土地の時價から、投機的、又は感情的價格を除くこと、並びに前掲の方法による勞賃の決定等の至難、至煩な問題がどうして決定が出来るか、何人が認定するかが問題である。殊に純學理的な土地の收益價格といふものが、千態萬様の地形、地勢、市場との距離、農舍との距離及び生産物の價格等頗る多様な材料から歸納せられねばならぬ事項は、よしんば演習室(セミナリ)で抽象的に可能なことでも、實地に出来るものでない。斯様な一事項を決定する材料でも殆んど時々刻々に變化する材料のみである。況んやこれを凡ての小作料の決定に採用するが如きは、理論には「公正」であるにしても、處理が公正に行く可きでない。故に結果は公正を期し得可きではない。

尙、茲に一つ奇怪なる事は、現在の米の生産費の各地方の調査でもわかる通り、可なり正當と認めらるる生産費を計算すれば、市價は常に生産費の下にある。さうすれば、稻作に使用する田のみは、尠なくとも、その收益價格といふものは零(ゼロ)といふ事になる。此の事實を如何に取扱はんとするものであるか。土地の資本價格に對する分配は零とし、地主は單に、租税、公課を負擔させるに止めんとするものであるか。博士は「土地の無償沒收」に反對する。そして法律不遑及の原則



を、或る意味に於て、地主の小作料による所得にも適用すると、明かに説かれてあるが、事實は博士のこの微温なる考案を裏ざる事のみとなる。殊に博士は該方式によつて小作料を算出する時は、現在小作料の額よりも平均三割乃至四割の減額になると説かれて居る様であるけれども、此の計算の基礎と方法とは詳かでないから何とも云へぬが、前述の稻作——稻作は吾が小作料農業の主要部である——について丈けは、尠なくとも土地資本としての分配は皆無となり、従つて三割や四割の程度ではなく、殆んど小作は作り取りといふ形になる。故に吾々は第一に同案に於ける「土地の収益価格」といふ數値の決定方法に、大なる不安と疑惑とを保留せなければならぬ事となり、第二には「小作の作り取り」といふ分配の結果が「公正なる小作料」と稱す可きや否やについて、一段の深き疑惑を懐かざるを得ぬ。現在の小作料額より三乃至四割の減額が「公正」であるとならば、議論は別であるけれども、此の減額を「土地の収益価格」といふ、極めて掴み所の模倣とした材料に因縁づけてある點は、理窟は如何様につくにしても、要するに學生のセミナーに於ける練習問題の題目に止まり、動いて止まぬ社會には役に立たぬものだと言ひ外はない。それよりも分配量決定の材料として、博士は、勞賃を大した理由なしに、年雇と臨時雇との中間にす可しと述べられて居るが、之等は土地の収益価格などに比べると、理窟がない丈けに、解るには解り得る問題である。去り乍ら、分配決定については、重要要素である勞働報酬を、格別の理由なしに

(適當だと考へるれば)この點に定められてあるのは、尠なくとも獨斷の程度を越えたものであつてあるけれども、この點に定められてあるのは、尠なくとも獨斷の程度を越えたものである。論理としての成立も疑はれるし、のみならず冷靜な讀者は、あまりにあつ氣なく感じたことと思ふ。

#### 四

次に考へてみたいのは、この公案を適用するものとする場合、分配の基礎となる可き收穫量の決定であるが、博士は「數年間の平均收量」を以てすると論ぜられて居る。この平均收量といふことは、按ずるに、あたり前の管理の場合の收穫の平均といふことであらうと考へられるが、あたり前、不熱心、大勉強といふ條件が異なるに従つて、勿論收穫が異なるが、この差異は平均數量の數値の上に、實行上如何して表はすを得るか、又、數年間の平均收量の正確度は、如何なる點を以て適度とするか、實行上至難な問題である。相當な正確度を保持せんとすれば、坪刈位は尠なくとも行はねばならぬ。單に見當位では、現在行はれる「檢見」に於ける收量の査定位な程度に止まり、とてもこの方式の如き綿密な計算の基礎となり得べきでない。又坪刈の手段に據るとせんか、各々事情を異にする各圃場についてこれを行ふことは、それ丈けで日が暮れて終ふ問題である。

尙又、租税、公課等の額は、何等の障礙もなく明確に決定せられるとしても、肥料代金、經營資金借入の利息等、實際問題として右に類する實行難を伴ふことを容易に想像せられる。

第三には、土地資本に對する利子(地代に相當)を計算する場合の利率である。此點について博士の説いて居らるゝ所をみると、國債並みの利率を用ふることは不可である。それよりも低下して差支ない、低下の程度は具體的事實に基きて個々に決定するの外はない云々とある。

吾々は、他の諸點について、あれだけ長い説明を與へられた博士が、分配について非常な重大要素と認められるこの問題について、決定の大體方針をも示す所なく、具體的事實に基きて個々に決定する外はないと、匙を投げて終はれたことを、限りなく惜しむものである。よしんば具體的事實に基いても、個々にたゞこれだけが決らぬでも、結果は所謂公正には決定しない。これは實行問題として不都合此上もないこととなるものだと考へるの外はない。

博士は自ら本考案の實用的價值を讀して、現實の問題として小作爭議を解決せん爲には、漫然たる空想に走らず、現實の事實の上に立脚する必要がある。本案は此點について、最も多數の贊同者を得可き條件を具備するものであり、且つ公平正當のものであるによつて、實際爭議調停に當つても、最も役立つものと一般が認めるであらうと信ずる」と述べられて居るが、他の點は知らず、尠なくとも前段に研究した點については、この自畫自讀は失當である事を嗤ふに躊躇しない。而も前段に述べた諸點について既に實用的價值がないならば、吾が三千の島根縣農會報の讀者及び極めて多數の大阪毎日新聞の讀者は、尠なくとも右考案の禮讀の群に投じないであらう。

## 五

私は右考案の實用的價值について、那須博士の公正小作料論讀後の感を述べた。右論文は純理の徹底は目的でなく、實用的價值が主目的であると博士自ら説かれて居るから、前段までの研究によつて略主要な觀察は盡きて居るが、然し、又右論文には、實用的可能を破らざる範圍に於て、最大限度の理論的徹底を求め目的を持つて居ると云はれてあるが故に、第二段の研究として、右考案による分配方法が、如何なる程度に、理論として徹底して居るかを究めなければならぬ。この考案による分配が、何故に、公正なる小作料であるか、といふことについて、博士の示された論證理由を綜合すると次の點に歸する。

【理由第一】 舊來の小作料は、一に土地資本の獨占的優位と、需給の關係とで出来上つた、舊來の社會構成からみた自然の成果である。故に生産の實體から、又今の社會理想からみて公正でないが、この考案によれば現在の社會組織經濟組織の下に於ては、最も公平に近き結果が得られる。

【理由第二】 小作農業經營は、概して企業損を生ずる場合が多い。然るにこれまでは、この企業損を小作人の勞働報酬を減らすことによりてのみ負擔し、小作料(地主の資本より生ずる利子)を減らすこととはなく、従つて地主は企業損を負擔することがなかつたのを、斯くすることにより、均等に負擔することが出来る。

【理由第三】労働全收権説の如き學説さへ唱導せられ、労働の社會的勢力は、正に土地の上に出でて居る今日の情勢で、分配上土地が優越權を持つて居ることは大きなアナタロニズムである。故に此考案による分配が、必然に現在小作料よりも三、四割減額するが、これに伴つて土地の價格は下落する。下落すれば分配基礎を減ずる結果となつて、第二次の小作料の減額を來す。かうして次第に土地に對する分配を減らし、適當とみとめられる程度に労働報酬を高めて行くことは、時代に適した公正なやりかたである。

【理由第四】農業労働と雖も、今日は社會的慣習が變り、且つ移動性が出來て居る。さうすると労働の價値(労働報酬)は、移動性分量の増減、従つて労働市場の状況、農業労働者の社會的勢力によつて變つて來る。目下の小作争議の中心問題たる小作料減額は、全くこの労働報酬正當化の運動に外ならない。この意味に於ても公正である。

博士の考案せられた分配公式の、理論的根據は、概して右の諸點である様に讀み得た。

## 六

そこで私は考へる。博士はこの理論を樹てるに當つて、自分は、これ等の問題に對し絶対的自山放任の立場をすてて居る」と態度を明かにせられてあるが、茲に一つの不思議な點は、土地の獨占的優位に對し、及びその需給關係については、如何にも、大分理論的拘束と制限が與へられて

あるが(理由第二)労働報酬といふ問題に到つては、絶対的自由放任が認めである。何となれば、前掲理由第四に於ても明かである様に、労働の移動性、需給關係、労働市場關係、社會的勢力といふ條件が何等の拘束なく認められてあるからには、斯く解するの外はない。さうすれば經濟上、社會的に大なる力を持つものが優越するといふことに理論が動くのであつて、これは、博士がその論文の末尾の段に「これは見様によりては、勞力を以て土地資本よりも優位に置けるものとも目し得る。斯の如きは、労働權又は労働全收権等の唱へられ、一般民衆の權力著しく伸長せる今日において、始めて其の實現を期待し得るものである。而して將來に於て農業の利益増大する場合あるに際し、直に小作料の暴騰又は地主不勞所得の増進を來さざるや、は、嚴重に之を監視するを要する。これ一には社會の經濟的構成が合理化公平化せられつゝある程度に依ると共に、一には小作人側の社會的勢力の消長如何による所頗る大であらう。小作組合運動の意義は、深甚であるといはざるを得ない。」と述べられてあるのに徴しても極めて明瞭であるが、中段に於て「斯かる面倒臭い計算をせずとも、社會は自働計算器である」とする、自由放任の主義を棄てて居ると説かれた所と、一見燎々たる矛盾を發見するに難からぬ所であつて、主張の首尾を通ずる時、左傾派とも、右傾派とも、乃至は中間若くは妥協派とも、何れとも付かぬ一種不思議な印象なきを得ない。

次に博士は前掲理由第四を敷衍して「直線的因果關係としてのみ事柄を観察せず、因が果たり、果が因たる相伴的關係を凝視するを要する。殊に予の考案の如きは、相伴的因果關係が、立體的、螺旋的循環をなすものであつて、最後の公正を極めるまで確かに作用する」といふ意見を述べられて居る。去り乍ら、前段に研究した様に實用價值に於て、能率の低いこの考案は、經濟的、社會的關係を指導する上に何程の期待を懸けられる可きかを疑はざるを得ない。例へば太陽の有するエネルギーは限りなく大きいといふ事實と、凡て世界の産業の發展の爲には大きなエネルギーを必要とするといふ事實とある時に、此の太陽の有する大きなエネルギーを地上の人間共の産業發展の爲に使用すれば、限らない利便であることは確かであつても、太陽のエネルギーを地上の人々が使用する様な方法が不完全な時は、何等の價值もないと略同じい理窟だと思ふ。

次に前掲理由第二に示されてある通りに、此の分配方法が、企業損(益も同様)を地主小作共同負擔にし、小作農業經營を小作人のみのものとせず、地主も之と共同して經營する人たらしめる所以であることは、別に異論はないにしても、續いて理由第四及びそれを敷衍して説かれて居る様に、小作農業經營より生ずる企業損は、この分配公式では負擔する如くであるが、理論より行くなれば、土地資本だけが(即ち地主丈)負擔するのが、より公正である。そして企業損が生じても、生じないでも、先づ労働報酬を相當の所(相當の程度に關する博士の意見は全文)へ引き上げる

ことが先決問題であると力説せられてあるに至つては、之を其儘受け入るほどの讀者は、蓋しさう多くはあるまい。何となれば、企業より生ずる危険を、理由の何たるを問はず土地資本のみが負擔するといふ事は、餘程の有力な論證があるに非ざれば、實行問題としては尠なくとも穩健ではないし、又現在の農業經營の實情並びに農業生産の特質に鑑み、労働市場に於て相當と見做す可き労働賃銀を、何處までも充足するを第一義とする様な農業者は、今時汗水たらして野良仕事などに従事して居る事それ自らが抑も大きな間違ひである位の事は、少しく此間の消息に通ずるものは、何人でも首肯し得る所である。早い話が、親譲りの田地を作つて居る所謂自作農でさへ年々加速度を以て減つて行く事情であるのに、況して人の田地を借りて農業を營んで居る小作人が、企業損を負擔せぬの、相當の労働報酬を充足するを第一義となすのと、よしんば立派な議論を立ててみた所で、實社會に於ては、皆んな反古より尙役に立たぬものであるの外はない。宜なるかなと云はう。博士もこの公正小作料でも尙いけない時はといふので、之によりて地主が、其の經濟的存立を脅かさるるが如きことあらば、地主は、須らく無爲に拱手せずして他に活動所得の途を講ずべきであるが、國家又は公共團體としては、税制其他を改正して過大なる負擔を地主殊に中小地主の頭より除去する必要があるかも知れぬ。反對に小作人側にて、改正小作料を支拂ふも尙ほ一家の經濟を支持する能はざる場合には、これ農業經營規模の過小又は經營組

織の、缺陷に基きて、農業労働の機會の僅少なる事、或は一般的なる農業の薄利に基因するのであるから、彼れは須らく此等諸點の改正によりて活路を求むべく、或は他に所得の途を講ずべきであつて、決して無謀に不合理なる小作料の減免を權利として要求すべき筋合ではない」と論旨を旨い逃げ路に引つばつて居られる。私共はそれが博士の逃げ道だらうと何だらうと、そんな所を彼是研究するには及ばぬが、博士の高見と同感、これが當面農業問題の只一つの途であることに同するに於て人後に落ちぬであらう。

## 七

以上で私の那須博士の『公正なる小作料』論讀後の感想を敘し終つた。私は決して身の程をも辨へず、當代農政學界の權威たる那須博士の、剴切なる小作料論に覬覦を加へるものではない。唯昨年中に起つた數千件の小作爭議について、全国各地の實情を聞くに、博士の小作料論を嚆香みにして、戰鬥材料にして居る小作組合もあつたといふこともある相であるし、又この戰鬥材料を理解することの出來なかつた地主もあるといふことも聞いて居るし、尙又冒頭に記した様な必要も感じたので、旁々此の小論を公けにして本誌の讀者に相談を持ちかけた譯である。

(大正一四、二、一八稿)

### 三・安部氏に答ふ

著者

上掲安部技師の批評は色々の意味で参考となり、本問題の研究上有益なる資料であると考へたから同氏の許諾を得て其の全文を載せた次第であるが、同氏の所説中、誤解又は錯誤に出でて居ると思はるる點尠ならず、又同氏の質疑に對して更に卑見を開陳して本文の補足とする必要を感じた所もあるので、茲に同氏に答へて本問題共同研究の第一歩を進めることとする。

(一) 先づ同氏は土地の時價から投機的又は感情的價格を除ける收益價格を如何にして算出し得るか、又私の提案せる方法による勞賃決定が如何にして爲し得らるか、何人が其の局に當るか、斯様な事は理論的には可能であつても實際上は不可能ではないかと質問せられる。

私は收益價格算出なり勞賃決定なりが同氏の論ぜらるる如く然く不可能なるものなりとは決して思はない。土地收益價格は小作地として貸附けたるものに就きては小作料の收入より

土地の負擔すべき公課諸雜費を差引ける殘額を資本化する事によりて之を得べく、又自作地につきては當該村落に於て普通の技倆熱心を有する農家によりて經營せらるる土地が幾何の純收益を齎らすものなりやを調査し、之に或る利率を乗じて資本化すれば直ちに得られる數字である。地味の良否によりて收益價格に差等を認むべきは勿論である。自作農地の純收益算出に際しては、既肥の評價や自家食糧品の評價等種々面倒なる事項が隨伴して來るが、之を決定する爲には則るべき若干の準則がある。若し斯かる評價算定が全然不可能なりとせば、多くの農家經濟調査は全く無意味となり農業經營學や農業評價學は存在の意義を失するであらう。此等の學問が單に學者の論理的遊戯のために存在するものではなくして實際上の應用を主眼とするものであるとしたならば、收益價格算出につきても假令完璧とまではゆかずとも現在の學問進歩の程度に於て先づ相當と認めらるべき程度の基準方式が存すべき筈である。之を實地に適用するに當りての手加減は當局者の常識に俟つの外なく、此の間に多少の異論が發生するとしても適宜解決の途がないではないであらう。些少の異議あるべきを見越して學理應用の途なしとするは、これ學問の權威を無視するにあらざれば自家の應用的手腕を自ら輕んずる者ではなからうが。勿論一錢一厘たりとも間違ひのなき收益價格算出は不可能でもあり、又その必要もないのであつて、大體に於て準據し得る數字を得れば満足すべきである。例へば移民の

歸還者多き山口、廣島地方の村にて十數年前既に水田一反千圓餘を唱へたる事實あるは明瞭に多大の感情的價格の加はれるを證するものであつて、之を附近の他の地方に於ける地價と比較して或る程度迄此の感情的價格の大きさを判定することは必しも不可能ではない。收益價格の算出は諸外國でもやつて居ることであり、之をしも初めより不可能となすは餘りに消極的な悲觀論である。況んや目下の場合に於ては主として小作地の收益價格を見れば宜しきに於てをや。

又勞賃決定につきても常雇なれば其の男女別、技倆の上中下別等によりて地方毎に其の賃銀及び年内諸給與の概數は略之を計算し得ることであり、現に帝國農會に對して各府縣農會より其の數字を寄せて居らるる次第である。臨時雇につきても亦同斷である。斯かる數字は之を廣き地域に互りて見んとすればこそ非常なる困難も伴ふが、「公正なる小作料」を求むる基準として調査する場合の如きは、恐らくは各部落を單位として各種調査を行ふこと適切なるべく、然りとせば勞賃決定の基準を得ることはさのみ難事ではないであらう。

尙安部氏は時々刻々に各種事情が變化すると云はるるが、數年間を平均し之に變化の趨勢を加味するならば、現在に於て基準とすべき概數を得る見込みは優に存するのである。此の事の絶對的に不可能なる如きは寧ろ稀有の例外に屬する。若し夫れ事情變化する故を以て基準を

求め得ずとすれば世間大半の事悉く然りと云はざるを得まい。

安部氏は更に何人が此等調査の任に當るかと質問せられる。私は當該村落の地主、自作、小作より各同数の代表者を出し、之に農會技術者、村吏員等を加へて調査するならば略差支へなきかと思ふ。青年團員の助力を得ば尤も妙であり、又場合によりては小作官等の忠言を必要とする事もあるであらう。但し之は農會技術者、小作官等が公平にして不偏不黨なる立場を代表すると假定しての論である。若し一部人士の考ふる如く、現在の農會にはより多く地主の利益を代表する傾向が存するとすれば議論は自ら別となるが、私は其の然らざらん事を祈るものである。以上の如く考ふるならば、安部技師が此等調査を以て不可能と目せらるるは敢て當らぬ。又氏が此等調査の實地應用は「理論には公正であるにしても處理が公正に行くべきでない、故に結果が公正を期し得べきではない」と斷ぜらるるは餘りに勇氣乏しき議論であると云はざるを得ぬ。理論に於て公正なるものは處理に於ても公正ならしむべく努力すべきであり、其の間多少不充分の點ありとしても人間の神ならざる限り已むを得ざる次第である。斯かる際に萬全を期し難しとて凡て之を放擲し去るならば社會の進歩は滯滞して仕舞ふであらう。能動の世界こそ吾人の活くべき舞臺である。理想實現に向つての精進の中に、吾人は生き甲斐ある人生の意味を感得する者である。

(二) 次に安部技師は現在各地方の米の生産費調査を見れば米穀市價は可なり正當と目せらるる生産費以下にあるを以て、稻作水田は収益價格零となるものなりとなし、此の事實を如何に取扱はんとするものであるか、土地の資本價格に對する分配は零とし地主は單に租稅公課を負擔させるに止めんとするものであるか、これ甚だ奇怪ならずやと難詰せられる。併し私は同氏の此の説を以て甚しき錯誤に出でて居るものであり、同氏にして今一應冷靜に考慮せられたならば斯かる議論は吐かれなかつたらうと思ふ。

第一に小作地の収益價格を考ふるに當りては先づ現在の収益者たる地主の立場に於て之を考へねばならぬ。然る時は小作料収入が土地負擔の公課諸雜費を超過する限りは、地主に對する土地の純収益従つて収益價格は存在するものである。此の意味に於て私は現在の小作地は収益價格決して零でないとする。

次に第二に參考として自作地の収益價格を見るとする。此の時と雖も多くの場合に夫れは零でないであらう。何となれば安部氏の言及せる現在各地方で計算せる米穀生産費の中には、當然土地資本の利子(又は小作料)や田地の負擔に屬する公課諸雜費が這入つて居るからである。されば此等を含める生産費が米の市價以上であつたとしても、之を以て直ちに土地収益價格が零だとか、又は地主には土地資本利子を分配せずして只公課のみを負擔せしめんとするもので

ある等との結論を生み出し得るものではない。安部氏の説を理論的に成立せしむる爲には現在の米穀生産費中より土地資本利子及び公課諸雑費を併せ除ける残額が尙且米穀の市價以上ないと云ふ事實が存在しなければならぬ。然るに此の事たるや、勞賃を減法界に高く評價すればいざ知らず同氏が認めて以て可なり正當と目せらるるやうの生産費調査に於ては、多くの場合決して存せざるのである。私等が大正十一年度の事實に基きて主要米穀産地二十府縣の場作農家數十戸につき調査せる結果を見るに、米一石の生産費は平均約三十七圓であるが、其の内容を百分率を以て示せば下の如くである。

勞賃	三六%	農具諸材料	五%
家畜使用費	六%	租稅公課	一二%
種子及び肥料代	一五%	土地資本利子	二六%

即ち土地資本利子と租稅公課とを除けば生産費は四割近くを減じて約二十三圓となる。之は明かに米の市價以下である。之に公課を加ふるも尙二十七八圓にしか過ぎない。(内地中等十二三圓であつた。——農商務省食糧局編第二次米穀統計三〇頁參照。)

更に最近に帝國農會が發表せる米生産費資料調査によりて大正十一年度に於ける全國自作

農家百十數戸の平均を見るに、直接に生産質量を支配すべき稻作反當支出は種子、肥料、農具費、諸材料、勞賃を合して六十三圓八十五錢であり、之に農舍減價費反當二圓八十二錢を加ふるも尙十六圓六十七錢に過ぎぬ。然るに一方反當収入は米價石三十圓として八十三圓九十錢、石三十五圓として九十六圓六十五錢であつて、前者との間に相當の開きがあることを示して居る。此の農會の生産費調査は勞賃を相當高く評價せるにも拘らず尙且此の結果を示すのである。されば生産費が稻作収入を超過すると云ふ場合には、概して生産費中に土地資本利子及び公課が這入つて居るのである。尤も土地の収益價格を見る爲には生産費中より土地資本利子のみを控除せる額を作り、土地總収益が此の額を超過せる部分を資本化せねばならぬのであるから、前記六十六圓六十七錢に更に反當公課平均十一圓十四錢を加へたるもの即ち七十七圓八十一錢を作り、之と反當總収益との差額を以て土地資本に由る純収益と看做さねばならぬ。而して勞賃を法外に高く評價し又一方土地の負擔する公課が無暗に重き場合には、此の自作地純収益は零に近くなる場合もあり得るかも知れぬが、併し斯かる際には自家勞賃の評價なり生産物の價格なりを適當に訂正すれば、矢張り多くの場合に若干の純収益を生ずる計算となるであらう。斯くても尙純収益を生ぜぬ土地ありとすれば、夫れは自作農地としては正に収益價格零なのである。而して若し自作地としても小作地としても純収益皆無なるものとすれば、其の土地に收



益價格無きこそ理の當然なのである。

斯く土地が収益價格零なるにも拘らず尙賣買價格を有すとせば、それは何に基くか。それは或は(1)耕作者が特定の狀態即ちそれ以外に勞働の機會なく、他へも出づる能はず爲に勞賃は如何に低くとも満足せざる可からざる地位にあるとか(此の場合には最初の勞賃評價を變ずる必要あり)(2)又は山間僻地にて他より米穀を購買するは非常の高價につくを以て、是非とも自ら之を生産せざる可からざる事情あるとか(此の場合には生産物價格を他地方並みに評價するは誤れり)を意味する。或は又(3)其の土地が農地としては無價値なれども將來市街地又は其他の用途に需要せらるる見込ありて、其の爲に將來の地價騰貴を見越して現在豫め購入を希望する者あるとか、乃至祖先墳墓の地なるが故に損得を度外に置きて之を所有することを願望する者あるとか等によりて、種々の投機的又は感情的價格の加はれることを意味する。(1)(2)の場合ならば、耕作者の勞賃又は生産物の價格を其の地方特有の事情を考慮して適當に是正するならば、曩きに論ぜる如く多くは土地に若干の収益價格を生ずるであらう。斯くても尙収益價格を生ぜざる土地あれば、それは農地として所有者に對して經濟的價値無きを意味するものであり、尤も耕作者に對しては勞働の機會を與へるだけの價値はある其の事が不都合なれば土地の負擔する公課を減免して斯かる土地に収益價格を生ぜしむるやう努めねばならぬ。自作して収益價

格零なる土地を小作に出す場合に於ては小作料額は土地の諸負擔を支辨する程度を以て満足すべきであり、これ以上の小作料を徴することは過分と云はざるを得ぬ。更に自作して収益價格零以下なるもの即ち積極的缺損を生ずる如き土地は、これ所有者に對して寧ろ苦痛を與ふるものであつて、幕末時代に貢租過重なる田地に酒を添へて無代讓與を希望せし例あるは正に此の事を證するものである。又(3)の場合の如く土地賣價が全然農業の収益に基かずして投機的又は情緒的要素に基きて成立せる場合には、此等投機的又は情緒的價格に對する利率を純然たる農業用土地資本の利率並みに小作料として農地に課すべき筋合でないことは云ふまでもない。

以上(1)(2)(3)の如き特例を除けば、私は上述所論によりて農地収益價格を求むる時、それが零となる如き場合は稀有に屬すると信ずる。又假りに零となれる場合に於ても土地の諸負擔丈けは小作料として徴收し得る計算となつて居ることを忘れてはならぬ。

(三) 第三に安部氏は私が自家勞働に對する勞賃を年雇平均一日當り勞賃と臨時雇との中間にすべしと提案せるに對し、之は格別の理由なきものであつて獨斷を超えたる非論理的のものではないかと評して居らるる。併し乍ら、私は之に關しては簡單なれども相當の理由を本文中に述べて居るものであつて、私の擧げたる理由を何等論駁することなしに同氏が斯かる結論を

下さるることは批評として甚だ不親切なるものであると思ふ。私の提案が一種の獨斷なることは當初より私自らも之を認めて居る次第であつて、此の問題は何人が之を解決するとしても一種の獨斷に陥らざるを得ざる性質のものである。故に私は各種獨斷中に於て比較的無難と考へらるるものを採用したのであるが、併しこれが非論理的であるとは考へて居らぬ。私の提案が獨斷以上の非論理ならずやと疑はるるに當つては安部氏は正に其の論據を示されねばならぬ。然らざれば安部氏は何等私の妄を解く能はざるのみならず、徒らに他を罵りて快とするものなりとの譏りを免れぬであらう。

尙之につき帝國農會調査の若干の數字を擧げて讀者の參考に資せんに、大正十一年度に於て全國各府縣を達觀し、中等能力の常雇男子農業労働者の年内賃銀及び諸給與の概算は平均約三百三十六圓八十六錢であり、年内實際労働日数は平均約三百六日であつて、一日の勞賃は平均一圓十錢に當つて居る。併し如何に常雇は年内を通じて之を雇ふものなりとは云へ、其の労働を評價するに當り農繁時も農閑時も同様なりと看做すことは妥當でない。現に臨時雇賃銀は農繁時と農閑時とは大差あるのである。然らば農繁時の常雇男労働は同期の臨時雇労働に準じて評價して宜しきや、例へば稻作時の臨時雇勞賃は中男一日平均一圓四十五錢であるから、常雇の稻作勞賃は之と同額を見積りて可なるやと云ふに、必しも然らざる理由がある。如何とな

れば常雇は臨時雇と異りて農閑時にも引續き雇はるるものであり、又臨時雇殊に出稼ぎ者の多くの如く農繁時の臨時的作業の爲に種々の犠牲を拂ふ必要がないからである。此の點を考慮する時は、農繁時の常雇労働の評價は同品質の臨時雇の勞賃よりも稍低くして差支へない。而も幾何の程度まで之を低むべきやに就きては則るべきものが存しないから、已むなく之を兩者の中間に置いて以て當らずと雖も遠からずとなせしのである。依りて一圓十錢と一圓四十五錢との中間、即ち一圓二十七錢五厘を以て稻作時の常雇一日勞賃と假定する。斯様にして主要なる農耕の作業に對する常雇賃銀を先づ算出し、年内賃銀及び諸給與の合計より之を差引き、殘餘を以て農閑時に於ける第二義的労働の勞賃として配當するのである。而して萬一農繁時の評價勞賃合計が年内の賃銀諸給與の合計以上に上るならば、當初の評價を變じて更に臨時雇賃銀より遠ざからしむる必要があるが、私は多くの場合その必要は生ぜぬものではないかと考へる。家族の労働の評價は常雇の労働に準じて略差支へない。以上の理論は、實際その日その日に賃銀を支拂はざるものに對して、假りに之を支拂ふものの如く推量して評價するものであるから、一種の獨斷論となることは當然已むを得ざることなのである。

(四) 第四に氏は數年間の平均收量の決定に際して年々に異り得る農家の勤勉度を如何に計算に入れるかと問はれる。併し私は同一農家の勤勉度は多くの場合年々大差なきものである

し、又年による多少の相違は多年の平均を取るに際して彼此相殺されるから之を無視して可なりと思ふ。又收穫量の正確度は坪刈りに依るかと思はれるが、農家は實際の收量に就きては大概正しき見當を有して居るものである。而も尙必要な場合に於ては坪刈りを行ふことも已むを得ぬであらう。氏は坪刈りなどをすればそれ丈けで日が暮れて仕舞ふと云はれるが、公正なる小作料決定の如き大事業を行ふに當りて坪刈りの勞をすらも絶対に忌避するが如き不熱心なる村民なれば、宜しく拱手して永遠に口頭の爭議をつゞけるが宜しいであらう。凡て大事をなさんにはそれ相當の努力を拂はねばならぬ。手輕に出來上つたものは堅實味に乏しい。氏によりて此の言を聽くは我等の意外とする所である。

(五) 次に氏は土地賣價に對する利率を地主出資として見るならば其の利率は個々の事實に基きて決定するの外なしと云へる私の言に對して、大いに不満の意を述べて居らる。併し乍ら、投機的又は感情的價格を多分に含み又は全然含まざる各地の土地賣價に對して、實際の地方的事情を少しも考慮に入れずして漫然全國一律の利率採用を唱へたならば、それこそ識者の嗤ひを招く所以であらう。賣價と收益價格との開きや、土地財産の安固の程度や、將來の騰貴見込みや、其他一般金利の狀況等の異り來ると共に、賣價を標準とせる土地資本利率に差等を生じて可なるは氏と雖も之を認めざるを得まい。例へば朝鮮と内地とにては土地利廻りを同一とせ

ざるこそ寧ろ正しき取扱ひ方と考へられる。而も斯く云ふことは一地方又は一部落内にて共通の利率を設定し得ずと云ふことではない。故に各地にて利率を多少異にして可なりと云へるを捉へて、直ちに此の論は實用不可能なりと云ふことは餘りの暴論である。

土地賣價に對する利率は地方により相當の開きありて差支へなきが、收益價格に對する利率なれば各地に於て大差なきを得るし、又此の場合は收益價格を出すに際して用ひたる利率を其の儘用ふれば可なるものであるから問題にならぬ。戦前の獨逸にては土地資本利廻りは三分乃至四分と計算すること通常であつたが、本邦に於ても賣價が投機的又は感情的要素を多大に含めりと認め難き場合に於ては之と同額位を利率として認めて宜しきかと思はれる。但し實際上は土地賣價と土地の純收益との比率は土地の需給關係其他によりて地方的に大いに異なること正にエレンボアの云ふが如きものあることを忘れてはならぬ。(Aereboe, Die Beurteilung von Landgütern und Grundstücken, 1921, S. 213. 參照)

(五) 最後に同氏は私が此の問題に關して夙に絶對的自由放任主義の立場を棄てて居り乍ら、勞働報酬と云ふ點につきては自由放任主義を認めて居るのは矛盾ではないかと難詰し、私の立場を以て右傾とも左傾とも中間派ともつかぬ一種不思議のものなりと評せられる。私はこれ亦同氏の誤解なりと斷言するに躊躇せぬものである。私は勞働に對しても決して絶對的自由

放任の立場に立つて居らない。故に私は資本が其の獨占的地位に立つて暴威を振ふことを否とする如く、若し或種労働が其の獨占的地位に立つて暴威を振はんとするならば敢然之に反對するを辭せぬであらう。さり乍ら絶對的自由放任主義を棄てることは、決して事々物々悉く干渉を必要と看做すことではない。私は農家の労働報酬が世間並みの水平線迄上ることはそれ自身として至當にして且つ望ましき事なりと信するが故に、此の範圍内にて労働報酬が上昇運動を續くる間は之に干渉し之を妨ぐるの必要を認めなかつたまでである。さればこそ私は労働報酬が世間並みとなりたる曉に、社會的事情の變遷に基きて農業の利益が増進せる時は、之を耕作者が收むべきや土地所有者が收むべきや社會全體が收むべきや又は此の三者間に適當なる比率を以て分つべきやは、別に考究するを要する問題なりと論じたのである。安部氏若し拙論を再讀せらるるならば、氏が目して矛盾となす所のものは何等矛盾にあらざることを理解せらるるであらう。而して同氏が此の誤解に基きて述べられたる種々の言辭は自から氷解するであらう。企業より生ずる危険を理由の何たるを問はず土地資本のみが負擔せよと私が主張せる如く、同氏が説かるることは誇張である。又氏が農業者が世間並みの勞賃を得んと希望し努力することは不可能事を追求する愚事である如く論ぜられ、之が爲めに合理的研究を試むることを以て「實社會に於ては皆んな反古より尙役に立たぬもの」と放言せらるるに至つては、氏の

爲に多大の遺憾の念なきを禁じ能はざるものである。私は此等の希望や努力を以て猿猴が月を捉へんと試むる如き馬鹿らしき事なりとは考へない。之に關する合理的研究を嗤ふことは即ち世の潮流をして只流るるが儘に流れしむるか、又は此の間に盲目的行動をつゞくることを讚美するかに外ならない。安部氏は私の提案を以て實行不可能なる空想の如くに看做して輕に之を否定せらるるが、いづくぞ知らん既に私の提案に類する小作料制定を實行して相當の成績を收め居れる村も存するのである。

之を要するに安部氏の論評は多岐に互つて居るが、私をして納得せしむるに足るものが甚だ乏しい。氏は可なり思ひ切つた非難を拙論に對して投げかけて居らるるが、その多くは氏の誤解と輕斷とに出でて居る。併し乍ら、氏が多くの問題を提出せられたことは研究上有益であり、又私は氏の篤學に對して敬意を有するものであるが故に、更に又地主諸君が氏の言説を唯一の避難所となして公正妥當なる小作料制定を躊躇せらるるの不可なるを信するものであるが故に、敢て茲に駁論を草して以て今後の研究に資した次第である。終りに臨んで私は氏が其の論文の轉載を快諾せられたことに對して、氏に感謝の意を表する。

大正十四年四月廿日印  
大正十四年五月五日第一刷發行

公正なる小作料  
定價三十五錢



著者

東京府下代々木區谷一四五六番地  
那須皓

發行者

東京市神田區南壽保町十六番地  
岩波茂雄

印刷者

東京市牛込區柳町二十一番地  
田中末吉

理想社

發行所

東京市神田區  
南壽保町十六區

岩波書店

電話四谷五八七〇番  
東京二六二四〇番

524  
217

終